

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年4月4日	有限会社マーチトラベル(法人番号 2120002079044) 代表者木本弘子	大阪府守口市大久保町1 丁目1番13号	ヒロサービス	大阪府守口市大久保町1丁目1番13号	事業停止(104日間)	道路運送法(以下「法」)第 86条第1項	令和3年10月29日、法令違反の疑いを端緒として 監査を実施。11件の違反が認められた。(1)運賃料 金認可、運賃料金変更認可違反(法第9条の3第1 項)、(2)事業計画の変更認可違反(法第15条第1 項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自 動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条 第5項)、(4)点呼の実施義務違反【未実施】【不適 切】(運輸規則第24条第1項、第2項)、(5)アルコー ル検知器備え義務違反【検知器の備えなし】(運輸 規則第24条第4項)、(6)点呼の記録義務違反【記 録】(運輸規則第24条第5項)、(7)乗務等の記録義 務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3 項、第4項)、(8)乗務員台帳の作成、備付け義務違 反【作成】(運輸規則第37条第1項)、(9)乗務員台帳 の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運 輸規則第37条第1項)、(10)点検整備関係義務違 反【定期点整備等の未実施(道路運送車両法第48 条)】(運輸規則第45条)、(11)許可等の条件又は期 限違反【輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件 又は運送の引受けを営業所において行う輸送に 限定する旨の条件に違反】(法第86条第1項)	52	52
令和4年4月5日	株式会社協和交通(法人番号法人番 号1150001014446) 代表者阪本喜英	奈良県香芝市磯壁3丁目 65-1	本社	奈良県香芝市磯壁3丁目65-1	輸送施設の使用停止(150 日車)	道路運送法第27条第3項	令和3年9月2日及び同年10月18日、法令違反の 疑いを端緒として監査を実施。6件の違反が認め られた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅 客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第 21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項 の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)「旅客自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 指導及び監督の指針」(以下「運転者に対する指 導監督告示」)による運転者に対する指導監督義 務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対す る指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違 反【記録】(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対 する指導監督告示による運転者に対する特別な 指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受 診状況】(運輸規則第38条第2項)、(6)点検整備関 係義務違反【定期点整備等の未実施(道路運送車 両法第48条)】(運輸規則第45条)	15	15
令和4年4月5日	大タク株式会社(法人番号 4120001103876) 代表者澤太	大阪府大阪市淀川区野中 北1丁目2番15号	本社	大阪府大阪市淀川区野中北1丁目2番 15号	輸送施設の使用停止(60日 車)	道路運送法第27条第3項	令和3年12月1日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【不適切】(旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」)第24条第2項)、(2)点検整 備関係義務違反【無車検運行(道路運送車両法 (以下「車両法」)第58条第1項)】(運輸規則第45 条)、(3)点検整備関係義務違反【定期点整備等の 未実施(車両法第48条)】(運輸規則第45条)	6	6
令和4年4月26日	株式会社未来都(法人番号 4120001192878) 代表者笹井美智子	大阪府大阪市北区中津五 丁目12番26号	中津	大阪市北区中津五丁目12番26号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去一年 以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が 事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監 督の指針」による運転者に対する指導監督義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年4月28日	日本城タクシー株式会社(法人番号 8120001031999) 代表者坂本篤紀	大阪府大阪市住之江区新 北島3丁目1番12号	本社	大阪府大阪市住之江区新北島3丁目1 番12号	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法(以下「法」)第 29条	令和3年12月3日、公安委員会からの通報を端緒 として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者 に対して行う指導及び監督の指針」による運転者 に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事 業運輸規則第38条第1項)、(2)自動車事故報告規 則に規定する事故の届出違反【未届出】(法第29 条)	1	1